

NO!ながらスマホ!

荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例(通称：荒川区ながらスマホ防止条例)が、令和3年1月1日に施行されました。



禁止の内容

- 公共の場所で、**スマートフォン等の画面を注視しながら歩行することは禁止**です(ただし、スマートフォン等を使用する必要がある特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません)
- 道路交通法等の法令により禁止されているスマートフォン等の使用をしながら車両等を運転することは禁止**です